

第3回検討会で出された主なご意見について

<論点資料P. 2（提供の仕組み）>

- ① 「④提供先からの案内等と求職者からの返答のやりとり」について、後半部分はいらないと考える。民間活力を活かす観点からは、行政の関わりは最小限にすべきであり、行政は相談窓口の充実や効果測定などに関わるべき。求職者宛てに提供先から案内があることについて、ハローワークがシステムで把握して、窓口での職業相談や紹介の過程で求職者に伝えてあげる。後は当事者同士でやりとりをしてもらう。最初はこのような仕組みでスタートすればよいのではないか。
- ② しばらく匿名でやりとりしたい人もいると思うので、P. 2の④については行政側の案でいいと考える。

<論点資料P. 3（提供先範囲）>

- ③ 求職者にPマーク等を取得している提供先をわからせるようにするとのことだが、提供先を求職者に選別させる仕組みを設けるのであれば、Pマーク以外にも、紹介の得意分野や実績もわかるようにするなど、整理が必要。
- ④ Pマークについて、仕組みのスタート時には条件に入れられなくても、Pマークの取得が求職者にわかるようにするとともに、次の段階に向けて、取得あり・なしがトラブルの発生と関連があり、取得している方が優れているのであれば、取得の条件化も考えていただきたい。
- ⑤ Pマーク等の取得を参加要件に入れることについては、個人情報の保護に関しては、職業安定法でしっかり図られており、個人が特定されない情報についてどこまで規制を行うのがポイントである。そうした情報の目的外利用なども規約でしっかり制限するならば、屋上屋のような規定は必要ない。また、取得状況の求職者への提示は、コストを踏まえて検討すべき。
- ⑥ 職業安定法があるので、Pマーク等の取得は参加要件の項目として不要。
- ⑦ 更新の際の「紹介件数1件」は必要ない。

<論点資料P. 5（利用方法のポイント）>

- ⑧ 実績報告は、煩雑とならないよう、例えば最初の1年目は半年に一回、その後は1年に1回で十分ではないか。収集した報告を基にハローワークがどこまで対応できるか、ということもある。コストをかけて構築するシステムの利用を促すためにも民間に負担のないものにする必要がある。検証期間が必要というのは分かるが、安定した後に四半期ごとの報告が必要か、というのが論点である。

<論点資料P. 6（利用手続き）>

- ⑨ 最下段の記載は、書きぶりとしては柔らかい。求職者が情報の提供を希望した場合に、HWによる支援の必要性の判断を一律に下げることがあってはならない、ということを考えている。

<仕組みに係る費用について>

- ⑩ 費用をどこから捻出するか。いずれ分科会では重要な論点になる。二事業は使用者側が負担するものであり、本当に必要なものに絞っていただく必要がある。厳しい意見となるが、そもそも二事業から捻出することについては反対と言わせていただく。
- ⑪ 財源については出来るだけ早めにお示し頂きたい。

<その他>

- ⑫ 仕組みとしては、匿名情報が原則だが、求職者と提供先のやりとりの過程で個人が特定される情報が含まれる恐れもある。職業安定法第5条の4における個人情報保護の規定について、民間事業者には、求職申込を受理したところから適用されるのか。
- ⑬ 今回の仕組みでは、提供先が求める人材についての情報を流すこととはしておらず、求職者の情報を一方的に開示するだけである。今後の課題として、そういった情報も示していくことができればよいと考えている。
- ⑭ 求職者の情報の取扱いルールは重要。既存データとのマッチングで個人が浮かび上がることがないようにするとか、第三者の利用を禁ずるとかの規定が必要。ID・PWの管理が重要であることを規約上にうたっておくことも必要。
- ⑮ 行政契約として規約を定める際に、職業安定法の規定の適用がどこまでで、どこから規約のみの適用となるのかを明確にする必要がある。規約違反で出来るのはせいぜい契約の解除であり、他方、安定法の違反は刑事制裁まであるので、契約を締結する提供先にとって重要な点である。